

静岡県
サービス管理責任者等実践研修
実務経験 例

本資料について

P2 研修概要資料（厚生労働省）

P3 受講申込フローチャート

※まず本フローチャートにて御自身の受講区分を御確認ください

P4 具体例

サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者とその養成研修の位置付け

基準省令

指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準(平成一八・九・二九厚労令一七一)
 指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準(平成一八・九・二九厚労令一七二)
 指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準(平成二四・二・三厚労令一五)
 指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準(平成二四・二・三厚労令一六)
 (従業者)

- 指定療養介護事業所ごと利用者の数の区分に応じ、サービス管理責任者を配置する。
- 児童発達支援管理責任者 一以上

告示

サービス管理を行う者として厚生労働大臣が定めるもの等(平成一八・九・二九厚労告五四四)
 障害児通所施設又は障害児入所支援の提供の管理を行う者として厚生労働大臣が定めるもの
 (平成二四・三・三〇厚労告二二七/改正:平成三一・三・二九厚労告一〇九・一一〇)



通知

サービス管理責任者研修事業の実施について(平成一八・八・三〇 障発〇八三〇〇四)

- サービス管理責任者研修
 - 児童発達支援管理責任者研修
- 都道府県等による初任者及び現任研修は標準カリキュラム以上の内容で実施する。

出典:令和5年度サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者 指導者養成研修 資料

サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者の配置要件と研修受講要件

静岡県では相談支援従事者初任者研修(2日間課程 講義部分のみ含む)及びサービス管理責任者等基礎研修合わせて

基礎研修修了日以後、実践研修受講開始日前の5年間に通算2年以上、一定のサビ管・児発管の業務を行った場合受講可(6ヶ月以上で受講できる場合あり)

実践研修修了の翌年度から5年間の間に1度修了(繰り返し修了することが必要)

基礎研修

実践研修

更新研修

更新研修

1 2 3 4 5 1 2 ... 5

実務経験を満たす予定の日まで2年以内前から受講可

現任者もしくは5年間の間に2年以上の実務経験で受講可(サビ管・児発管・管理者・相談支援専門員)

更新研修を期間内に受講しなかった場合、再び配置要件を満たすためには実践研修の受講が必要

[A]実務経験を満たす日

[B]実践研修を修了し、修了証の交付を受けた日

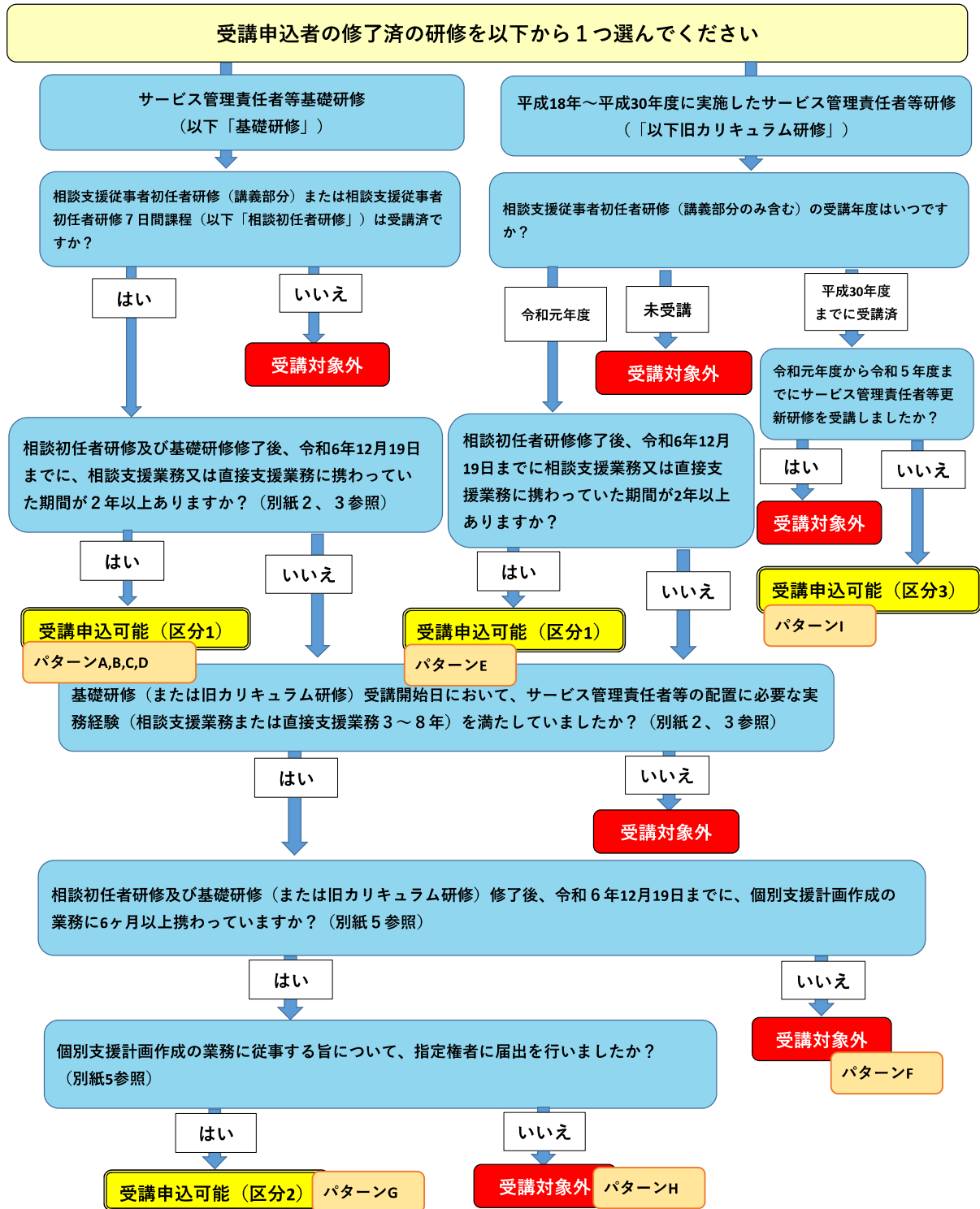
【配置要件】

- ・ [A]+[B]でサビ管・児発管として配置可。
- ・ その上で、更新研修を修了すること。

出典:令和5年度サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者 指導者養成研修 資料
 基礎研修左上及び更新研修下の緑色の吹き出し部分を静岡県で追記

(別紙4) R6静岡県サービス管理責任者等実践研修 受講申込フローチャート

サービス管理責任者等実践研修の受講にあたっては、「基礎研修修了後2年以上」の相談支援業務又は直接支援業務の実務経験が必要となっていました。令和5年6月の告示改正により、例外的に「基礎研修修了後6ヶ月以上」個別支援計画作成等の業務に従事していることで受講可能になりました。以下のフローチャートにより、各自で申込区分を確認してください。



静岡県サービス管理責任者等実践研修 受講要件 (要綱 p 2)

要件 (受講区分1の場合は①～④、受講区分2の場合は①～⑥、受講区分3の場合は①～④のすべてを満たす必要があります。)	参照	受講区分		
		1	2	3
指定障害福祉サービス事業所等において、サービス管理責任者又は児童発達支援管理責任者として現在従事しているか、今後従事予定である方 (従事予定の法人から申し込み)		①	①	①
サービス管理責任者等基礎研修等※1修了		②	②	
うちサービス管理責任者等研修を30年度までに修了		-	-	②
相談支援従事者初任者研修※2修了		③	③	
うち相談支援従事者初任者研修を30年度までに修了		-	-	③
本研修受講開始日までに別紙2、3に記載のある相談支援又は直接支援業務の実務経験2年以上	別紙2、3	④	-	-
サービス管理責任者等基礎研修開始日前までにサビ児管等の配置に関する実務経験を満たしている	別紙2、3	-	④	-
サービス管理責任者等基礎研修等及び相談支援従事者初任者研修修了後、本研修1日目までに通算して6か月以上個別支援計画作成の業務に従事しており、指定権者に届け出を行っている	別紙5	-	⑤ ⑥	-
R1～R5までにサービス管理責任者等更新研修を受講していない		-	-	④

※1 平成30年度まで行われていたサービス管理責任者等研修含む
 ※2 相談支援従事者初任者研修講義部分(2日間課程)受講含む

パターンA(申込時に見込みで実務経験24か月になる)

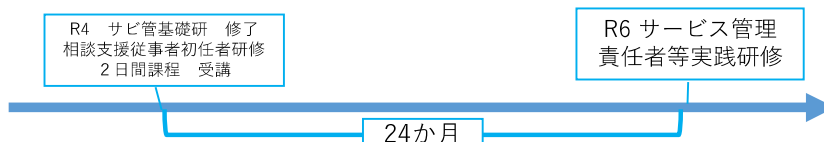
【状況】

- R4 相談支援従事者初任者研修2日間日程受講、R4 サービス管理責任者等基礎研修修了
- 上記研修修了後R4.11から現在まで障害児通所事業の事業所にて常勤職員として直接支援業務に従事中(申込時にはR6.10末までの見込み含み24か月)
- 今後サービス管理責任者として現在所属している法人にて従事予定

受講区分1 要件
 →②、③可

 →④可 (24月以上)

 →①可



受講区分1で申込可

パターンB(途中休職を挟むが通算24か月以上になる)

【状況】

- R3 相談支援従事者初任者研修 2日間日程受講、R3サービス管理責任者等基礎研修修了
- 上記研修修了後R3.11からR4.12(14ヶ月)まで障害児通所事業の事業所にて常勤職員として直接支援業務に従事、その後R5.1からR5.4まで休職、R5.5からR6.9現在まで障害者支援施設にて常勤職員として直接支援業務に従事中(17ヶ月)
- 今後サービス管理責任者として現在所属している法人にて従事予定

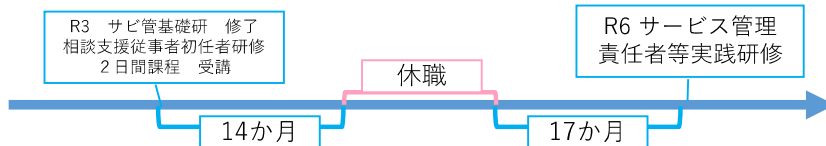
受講区分1 要件

→②、③可

→④可 (24月以上)

→①可

受講区分1で申込可



パターンC(非常勤職員として勤務していた)

【状況】

- R2 相談支援従事者初任者研修 2日間日程受講、R2サービス管理責任者等基礎研修修了
- 上記研修修了後R2.11からR4.4(16か月計230日勤務) 障害福祉サービス事業所にて非常勤職員として直接支援業務に従事
- 別法人にてR5.4からR6.9(17か月) 現在まで障害児通所支援事業所にて常勤職員として直接支援業務に従事
- 今後児童発達支援管理責任者として現在所属している法人にて従事予定

受講区分1 要件

→②、③可

→④可 (24か月以上) 非常勤は1年を180日で換算

→①可

受講区分1で申込可



パターンD(2人目として配置可能な経過措置終了後に申し込む)

【状況】

- R2 相談支援従事者初任者研修2日間日程受講、R2 サービス管理責任者等基礎研修修了
(令和3年度までは経過措置として、基礎研修修了後3年間は2人目のサービス管理責任者等として配置できる取扱いがされていた。)
- 上記研修修了後届出を行い、R2.11からR3.3(5か月) 障害福祉サービス事業所にてサービス管理責任者としてみなして個別支援計画作成業務に常勤職員で従事
- R4.4からR6.9(30か月) 現在まで障害児通所支援事業所にて常勤職員として直接支援業務に従事
- 今後は児童発達支援管理責任者として現在所属している法人にて従事予定

受講区分1 要件
→②、③可

→④可 (24か月以上)

→①可

R2 相談支援従事者初任者研修2日間課程 受講サービス管理基礎研修 修了

(経過措置) 2人目として配置可能期間

R6 サービス管理責任者等実践研修

5か月 30か月

受講区分1で申込可

パターンE(平成30年度までにサビ管等研修を受講し、その後令和元年以降に相談支援従事者初任者研修を受講している)

【状況】

- H30サービス管理責任者等研修(就労分野)修了
- R4相談支援従事者初任者研修2日間日程受講
- 上記研修修了後R4.9からR6.9(25ヶ月) 障害者支援施設にて常勤職員として直接支援業務に従事中
- 今後サービス管理責任者として現在所属している法人にて従事予定

受講区分1 要件
→②、③可

→④可 (24月以上)

→①可

H30 サービス管理責任者等研修(就労分野) 修了

R4 相談支援従事者初任者研修2日間課程 受講

R6 サービス管理責任者等実践研修

25か月

受講区分1で申込可

パターンF(実務経験が24か月ない)

【状況】

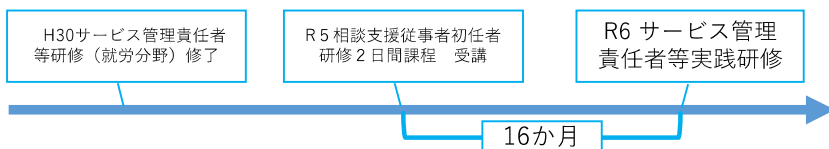
- H30サービス管理責任者等研修（就労分野）修了
- R5 相談支援従事者初任者研修 2日間日程受講
- 上記研修修了後R5.8からR6.9（16か月）障害者支援施設にて常勤職員として直接支援業務に従事中（個別支援計画の作成業務なし）
- 今後サービス管理責任者として現在所属している法人にて従事予定

受講区分1 要件

→②、③可

→④**不可**
(24か月未満)

→①可



申込不可

パターンG(個別支援計画支援業務6か月以上)

【状況】

- R5 相談支援従事者初任者研修 2日間日程受講、R5サービス管理責任者等基礎研修修了
- 上記研修受講前にサービス管理責任者の配置に係る実務経験は満たしていた
- 上記研修修了後、指定権者に届出を行い、R5.12からR6.9（10か月）障害福祉サービス事業所にて常勤職員として個別支援計画支援業務に従事
- 今後もサービス管理責任者として現在所属している法人にて従事予定

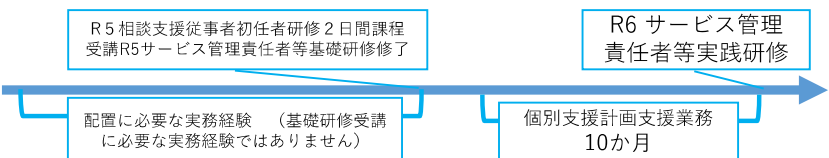
受講区分2 要件

→②、③可

→④可

→⑤、⑥可
(個別支援計画支援業務6か月以上)

→①可



受講区分2で申込可

パターンH(個別支援計画支援業務従事について届出をしていなかった)

【状況】

- R5 相談支援従事者初任者研修 2 日間日程受講、R5 サービス管理責任者等基礎研修修了
- 上記研修受講前にサービス管理責任者の配置に係る実務経験は満たしていた
- 上記研修修了後、サービス管理責任者のもとで R5.12からR6.9障害福祉サービス事業所にて常勤職員として個別支援計画支援業務に従事
- ただし、人員配置基準上必要な数は満たしていたため、Gさんは配置していなかった。
また、研修申込期限までに届出を行っていなかった。
- 今後はサービス管理責任者として現在所属している法人にて従事予定

受講区分 2 要件

→②、③可

→④可

→⑤可

→⑥不可

(別紙 5 の 2 (3) ②に該当する場合は、申込時までに届出を行ってください。)

→①可

R5 相談支援従事者初任者研修 2 日間課程
受講 R5 サービス管理責任者等基礎研修修了

R6 サービス管理
責任者等実践研修

配置に必要な実務経験 (基礎研修受講
に必要な実務経験ではありません)

個別支援計画支援業務
10か月 ただし届出なし

申込不可

パターンI(H30までに相談支援従事者初任者研修およびをサービス管理責任者等研修受講していたが、R5までに更新研修を受講しなかった)

【状況】

- H29 相談支援従事者初任者研修修了
H30 サービス管理責任者等研修 (児童発達支援管理責任者研修 (児童分野)) 修了
- R1～R5の間にサービス管理責任者等更新研修を受講しなかった
- 今後児童発達支援管理責任者として現在所属している法人にて従事予定

受講区分 3 要件

→②、③可

→④可

→①可

(実務経験に関する証明等不要)

H29 相談支援従事者初任者
研修修了

H30 サービス管理責任者等
研修 (児童発達支援管理責任者研修 (児童分野)) 修了

R6 サービス管理
責任者等実践研修

R1からR5
更新研修未受講

受講区分 3 で申込可